

部内用

第一線

# 捜査書類作成実務必携

～書式記載要領から具体的記載例まで～

地域・刑事実務研究会 編

立花書房

## はじめに

警察官等、すべての捜査官は、「捜査書類を作成することができなければ職務を完全に遂行することができない」と言っても、過言ではないと言える。

すなわち、捜査官は、諸々の職務を遂行する上において、必ずと言っていい程、捜査書類を作成しなければならず、しかも、捜査書類は、「公判廷において有罪の主張に用いられることを窮屈の目標としている」ことから、単にその捜査書類を作成すればよいというものではなく、作成された一つひとつの書類が、その目的をかなえ、かつ、その役割等が完全に果たされている等、適正に作成されていなければならないからである。

一方、「捜査書類の作成能力がある警察官は、優れた捜査官である」と言われている。捜査の端緒を得ることに優れ、かつ取調べのうまい捜査官であったとしても、捜査書類を作成することができなかつたり、書類が作成されたとしても作成された書類が不備だらけでは、いくら適法な職務行為を行ったとしても、一通の捜査書類によって、逮捕した被疑者を釈放しなければならないはめになったり、公判廷において無罪の判決を受けたりする結果ともなるのである。

本書『第一線 捜査書類作成実務必携～書式記載要領から具体的記載例まで～』は、主として、「地域・刑事警察官が作成すべき捜査書類について記載した」が、地域・刑事警察官以外の警察官でも参考となるものである。

内容としては、①「捜査書類を作成するに当たってどんな点に留意したらよいか」、②「各々の捜査書類はどんな場合に作成するのか」、③「各々の捜査書類を作成するに当たって個々具体的にどんな点に留意したらよいか」、④「各々の捜査書類は具体的にどのように作成したらよいか」等を分かりやすくまとめるとともに、更には実務上、日常遭遇する事案を想定しながら、その記載例をも挙げることとした。

また、本書は、どんな所でもすぐ活用できるように、通常の「実務必携」と比べて、サイズダウンしてポケットに入れられる大きさにしたので、「簡単に紐解ける捜査書類作成の手引書」として、現場の検査官の参考になれば幸いである。

加えて、本年6月より、基本書式や簡易書式、その運用や関係事項（手口等）について、多少の動きがあるが、その点については、各県警の指導等に従われたい。

最後に、本書の企画等、編集作業全般にわたって、立花書房出版部馬場野武次長にお世話になり、校正では本山進也参与等にもお世話になった。その他にも、近県の副検事の方や簡裁判事の方にも、ご協力いただいた。

また、これに加え、近県の本部刑事総務課や地域課の警察官の方々にもアドバイス等をいただいた。

この場を借りて、感謝申し上げる。

平成30年4月

編著者

# 検査書類作成実務必携～書式記載要領から具体的記載例まで～

## 目 次

### はじめに

### 第1編 検査書類作成総論

## 第1章 検査書類概観

1 検査書類の意義について	2
2 検査書類の機能（役割）について	3
(1) 第三者が見るためのもの	3
(2) 人証や物証の補強のためのもの	3
(3) 書類自体に証拠能力があるもの	3
(4) 弹劾証拠としても使えるもの	3
(5) 検査の適正を証明するためのもの	3

## 第2章 検査書類作成上的一般的要件や留意事項

1 一般的留意事項	4
(1) 定められた書式によって作成すること	4
(2) 目的を念頭に置いて作成すること	4
(3) 早い時期に作成すること	4
(4) 事実をありのまま記載すること	5
(5) わかりやすく表現すること	5
(6) 文字は丁寧・正確に書くこと	6
(7) 常用漢字・新かなづかいを用いること	6

2 一般的要件	7
(1) 作成年月日を記載すること	7
(2) 作成者の署名押印をすること	7
(3) 作成者の所属官公署を表示すること	7
(4) 每葉に契印を押すこと	7
(5) 文字を改変しないこと	8
(6) 文字を訂正する場合は、加除訂正を行うこと	8
(7) 余白・空欄には、斜線を引いて押印すること	9
(8) 調書の各葉欄外に供述人の指（押）印又は署名（割印）を すること（犯罪捜査規範第179条）	10
(9) 私人作成の捜査書類	10
3 具体的留意事項	12
(1) 本籍	12
(2) 住居	12
(3) 職業	12
(4) 氏名	13
(5) 年齢	13
(6) 数字の表現	13
(7) OA機器を使用して供述調書等を作成する場合	13

## 第1章 現行犯人逮捕手続書

1 現行犯人逮捕手続書（甲）（様式第17号）	16
(1) 「被疑者の住居、職業、氏名、年齢」欄	16
〈記載例〉	17
(2) 「逮捕の年月日時」欄	19
(3) 「逮捕の場所」欄	19
(4) 「現行犯人と認めた理由及び事実の要旨」欄	20
〈記載例〉「現に罪を行っている者」を逮捕した場合《暴 行》	22
「現に罪を行い終わった者を逮捕した場合《傷 害》」	22
『準現行犯人』－「犯人として追呼されているとき」を逮捕した場合 《窃 盗》	23
『準現行犯人』－「贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる 兇器その他の物を所持しているとき」を逮捕した場合《窃 盗》	24
『準現行犯人』－「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」を 逮捕した場合《傷 害》	25
『準現行犯人』－「誰何されて逃走しようとするとき」を逮捕した 場合《強制わいせつ》	26
(5) 「逮捕時の状況」欄	27
〈記載例〉	28
(6) 「証拠資料の有無」欄	28
(7) 「引致」関係	29
〈記載例〉	29
(8) 「備考」関係	30
〈記載例〉	30
●現行犯人逮捕手続書（甲）記載例	31

2 現行犯人逮捕手続書（乙）（様式第18号）	38
(1) はじめに	38
(2) 本様式の特徴	38
(3) 記載要領	38
〈記載例〉《窃 盗》	39
●現行犯人逮捕手続書（乙）記載例	41

## 第2章 緊急逮捕手続書

1 緊急逮捕手続書（様式第15号）	46
(1) 「罪名、罰条」欄	46
〈記載例〉	47
(2) 「被疑事実の要旨」欄	47
〈記載例〉	47
(3) 「被疑者が5の罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由」 欄	48
〈記載例〉《窃 盗》	48
《恐 喝》	50
《傷 害》	51
(4) 「急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかつた 理由」欄	52
〈記載例〉	52
(5) 逮捕状を請求した手続の奥書欄	53
〈記載例〉《逮捕状の発付を得た場合》	53
《逮捕状が発せられなかつた場合》	53
●緊急逮捕手続書記載例	54

## 第3章 通常逮捕手続書

1 通常逮捕手続書（甲）（様式第13号）	57
(1) はじめに	57
(2) 冒頭本文の「空」欄	57
(3) 「被疑者の住居、職業、氏名、年齢」欄	57
(4) その他の欄について	57
(5) 「逮捕時の状況」欄	58
〈記載例〉	58
●通常逮捕手続書（甲）	59
2 通常逮捕手続書（乙）（様式第14号）	61
(1) はじめに	61
(2) 緊急執行する場合	61
(3) 「逮捕時の状況」欄	62
〈記載例〉《窃 盗》	62
《傷 害》	62
《恐 喝》	63
(4) 逮捕状の事後呈示	64
〈記載例〉	64
●通常逮捕手続書（乙）記載例	65

## 第1章 実況見分調書

1 実況見分調書（様式第46号）	72
(1) 意 義	72
(2) 証 抱 能 力	72
(3) 作成上的一般的留意事項	73
(4) 具体的留意事項	75
(5) 具体的作成要領	76
〈記載例〉《中止した場合》	78
《現場の位置》	80
《現場付近の状況》	81
《屋外の記載》	83
《屋内の記載》	85
《証拠資料》	88
《気象状況》	88
《見取図・写真添付》	89
(6) そ の 他	91
●実況見分調書記載例	92

## 第2章 検証調書

1 検証調書（甲：様式第40号、乙：様式第41号）	112
(1) はじめに	112
(2) 記載方法	112
(3) 作成要領	112
(4) 本文写真一体方式の在り方	115
(5) 本文写真一体方式の作成要領	116
〈記載例〉	117
(6) 貼付した写真を参照する記載要領	117
〈記載例〉	119
(7) 添付した見取図を参照する記載要領	120
(8) 検証調書（乙）	120
●検証調書（甲）記載例	121

### 第1章 捜索差押調書

1 捜索差押調書（甲）（様式第31号）	128
(1) はじめに	128
(2) 作成上の留意事項	129
●検索差押調書（甲）記載例	131
2 捜索差押調書（乙）（様式第32号）	132
(1) 作成上の留意事項	132
(2) 作成要領	133
〈記載例〉	134
(3) 逮捕の現場の範囲について	135
●検索差押調書（乙）記載例	137

### 第2章 押収品目録

1 押収品目録（様式第33号）	138
(1) 作成上の留意事項	138
(2) 作成要領	138
●押収品目録記載例	140

### 第3章 検索調書

1 検索調書（甲）（様式第25号）	141
(1) はじめに	141
(2) 作成上の留意事項	141
(3) 記載要領	142
●検索調書（甲）記載例	143

2 搜索調書（乙）（様式第 26 号）	144
(1) はじめに	144
(2) 作成要領	144
(3) おわりに	145
〈記載例〉	145
●搜索調書（乙）記載例	146
 3 被疑者搜索調書（様式第 27 号）	147
(1) はじめに	147
(2) 記載要領	147
●被疑者搜索調書記載例	148

## 第4章 差押調書

1 差押調書（甲）（様式第 29 号）	149
(1) はじめに	149
(2) 記載要領	150
●差押調書（甲）記載例	151
 2 記録命令付差押調書（様式第 29 号の 2）	152
(1) はじめに	152
(2) 記載要領	152
●記録命令付差押調書記載例	153
 3 差押調書（乙）（様式第 30 号）	154
(1) 立会人について	154
(2) 作成要領	154
●差押調書（乙）記載例	155

## 第5章 任意提出書

1 任意提出書（様式第 21 号）	156
(1) 作成上の留意事項	156
(2) 作成要領	157
●任意提出書記載例	159

## 第6章 領置調書

1 領置調書（甲）（様式第 22 号）	160
(1) 作成上の留意事項	160
(2) 作成要領	160
●領置調書（甲）記載例	163
2 領置調書（乙）（様式第 23 号）	164
(1) 作成上の留意事項	164
(2) 作成要領	164
●領置調書（乙）記載例	165

## 第7章 押収品目録交付書

1 押収品目録交付書（様式第 35 号）	166
(1) 作成上の留意事項	166
(2) 作成要領	166
●押収品目録交付書記載例	168

## 第8章 所有権放棄書

1 所有権放棄書（様式第 36 号）	169
(1) 作成上の留意事項	169
(2) 作成要領	170
●所有権放棄書記載例	171

2 電磁的記録に係る権利放棄書（様式第 36 号の 2）	172
(1) はじめに	172
(2) 記載要領	173
●電磁的記録に係る権利放棄書記載例	174
 第9章 還付請書・仮還付請書	
1 還付請書（様式第 37 号）	175
(1) 作成上の留意事項	175
(2) 作成要領	175
●還付請書記載例	176
2 交付請書（様式第 37 号の 2）	177
(1) はじめに	177
(2) 記載要領	177
●交付請書記載例	178
3 複写電磁的記録請書（様式第 37 号の 3）	179
(1) はじめに	179
(2) 記載要領	179
●複写電磁的記録請書記載例	181
4 仮還付請書（様式第 38 号）	182
(1) 作成上の留意事項	182
(2) 作成要領	182
●仮還付請書記載例	183

## 第1章 弁解録取書

1 弁解録取書（様式第19号）	186
(1) はじめに	186
(2) 作成上の留意事項	188
(3) 作成要領	189
(4) 記載要領	190
●弁解録取書記載例	194

## 第2章 供述調書

1 供述調書（甲）（様式第8号）・供述調書（乙）（様式第9号）	197
(1) 作成上の留意事項	197
(2) 具体的作成要領	202
《記載例》《犯行のあらまし》	206
《各種奥書》	206
《問答体「良い記載事例」》	211
《問答体「悪い記載事例」》	212
《証拠物呈示》	213
《犯罪一欄表》	214
《直接面通しの場合》	215
《透視鏡による面通しの場合》	216
《写真面割りの場合》	217
《図面使用》	218
●供述調書（甲）記載例	220
●供述調書（乙）記載例	223

## 第1章 簡易書式例対象事件

1 簡易書式例対象事件について	228
2 簡易書式例対象外事件	229
(1) 「通常逮捕又は緊急逮捕した事件」	229
(2) 「令状により差押え、捜索又は検証した事件」	229
(3) 「告訴、告発又は自首事件」	229
(4) 「共犯者又は関連被疑者（刑訴法第9条第2項所定の関連被疑者）のある事件及びそのことが予想される事件」	229
(5) 「否認事件」	229
(6) 「公安労働事件、外事事件、少年事件」	229
(7) 「余罪の多数ある事件」	229
3 簡易書式例の具体的対象事件	230
(1) 偷盗罪の関係について	230
(2) 詐欺罪の関係について	231
(3) 横領罪の関係について	231
(4) 傷害罪（刑法第204条）及び暴行罪（同法第208条）のうち、偶發的な犯行で凶器を用いないもの	232
(5) 軽犯罪法違反のうち、同法第1条（第1号から第34号まで）に規定する罪	232
(6) 売春防止法違反のうち、同法第5条（勧誘）に規定する罪	232
(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反のうち、「客引き違反」	232
(8) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反	232

(9) 鉄砲刀剣類所持等取締法違反のうち、同法第22条（刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）違反	232
(10) 検事正の指示する条例に規定する罪	232
4 簡易書式例運用上の留意事項	233
(1) はじめに	233
(2) 簡易書式にない書式	233
(3) 基本書式で始めたら最期まで	233
(4) その他等	233

## 第2章 各書類の作成上の留意事項及び作成要領

1 現行犯人逮捕及び捜索差押手続書 ((簡) 様式第1号)	234
(1) 作成上の留意事項	234
(2) 作成要領	234
〈記載例〉《傷害》	235
《詐欺》	236
《窃盜》	237
●現行犯人逮捕及び捜索差押手續書記載例	239
2 押収品目録・仮還付請書・所有権放棄書 ((簡) 様式第2号)	241
(1) 作成上の留意事項	241
(2) 作成要領	241
●押収品目録・仮還付請書・所有権放棄書記載例	242
3 現行犯人逮捕手続書 ((簡) 様式第3号)	243
(1) 留意事項	243
(2) 作成要領	243
●現行犯人逮捕手續書記載例	244

4	任意提出書・領置調書・仮還付請書(甲の1)((簡) 様式第4号) .....	245
(1)	作成上の留意事項.....	245
(2)	作成要領 .....	245
●	任意提出書・領置調書・仮還付請書(甲の1)記載例 .....	246
5	実況見分調書(甲の1)((簡) 様式第5号) .....	247
(1)	作成上の留意事項.....	247
(2)	作成要領 .....	247
	〈記載例〉《空き巣》 .....	248
	《傷害》 .....	249
	《参考事項》 .....	249
●	実況見分調書(甲の1)記載例 .....	251
6	供述調書(甲の1)((簡) 様式第6号) .....	253
(1)	作成上の留意事項.....	253
(2)	作成要領 .....	253
●	供述調書(甲の1)記載例 .....	255
7	供述調書(乙の1)((簡) 様式第7号) .....	256
(1)	作成上の留意事項.....	256
(2)	作成要領 .....	256
●	供述調書(乙の1)記載例 .....	257
8	送致書((簡) 様式第8号) .....	258
(1)	作成上の留意事項.....	258
(2)	作成要領 .....	258
(3)	「証拠品総目録」の記載要領 .....	260
(4)	「書類目録」の記載要領 .....	261
●	送致書記載例 .....	262

9 犯罪 <sup>捜査事実現認</sup> 報告書（簡易書式例の制定に関する警察庁次長通達規定書類）	265
●犯罪 <sup>捜査事実現認</sup> 報告書記載例	266
 10 自転車盗特例書式	267
(1) 自転車盗特例書式	267
(2) 自転車盗特例書式の対象事件	267
(3) 自転車盗特例書式の対象外事件	268
(4) 自転車盗特例書式運用上の留意事項	268
(5) 自転車盗特例書式の作成上の留意事項及び作成要領	269
〈記載例（任意提出書・領置調書・仮還付請書（甲の2））〉	
《第三者が発見した場合》	271
《被害者自身が発見した場合》	272
《警察官が発見した場合》	273
《被疑者を検挙した場合》	274
●実況見分調書（甲の2）記載例	276
●供述調書（甲の2）記載例	279

## 第1章 被害届受理・作成上留意事項

1 被害届（別記様式第6号） .....	282
2 被害届の受理及び作成上の留意事項 .....	283
(1) 受理に当たり .....	283
(2) 作成に当たり .....	283
(3) 管轄区域外事件 .....	283
(4) 代書関係等 .....	283
(5) 文字の加除・訂正 .....	283

## 第2章 被害届作成要領

1 具体的作成要領 .....	284
(1) 「罪名」欄 .....	284
(2) 「年月日」欄 .....	284
(3) 「届出人の住居、氏名、電話番号」欄 .....	284
〈記載例〉《届け出た者》 .....	285
《それ以外の場合》 .....	285
(4) 「あて名」欄 .....	286
(5) 「被害者の住居、職業、氏名、年齢」欄 .....	286
(6) 「被害の年月日時」欄 .....	289
〈記載例〉 .....	289
(7) 「被害の場所」欄 .....	290
〈記載例〉 .....	290
(8) 「被害の模様」欄 .....	291
〈記載例〉《万引き》 .....	292
《自動車盗》 .....	292
《自転車盗》 .....	293

《置引き》	293
《車上ねらい》	294
《居空き》	294
《事務所荒し》	295
《忍込み》	295
《無銭飲食》	296
《寸 借》	297
《恐 喝》	297
《傷 害》	298
(9) 「被害金品」欄	298
(10) 「犯人の住居、氏名（又は通称）、人相、着衣、特徴等」欄	300
(11) 「参考事項」欄	300
〈記載例〉	300
(12) 「(末尾) 空」欄の記載	301
〈記載例〉	301
●被害届記載例	302

## 第1章 捜査報告書の意義や証拠能力

1 意義	310
(1) はじめに	310
(2) その内容等	310
(3) その他等	310
2 役割	311
3 証拠能力	312
4 要件	313
(1) 「作成年月日」	313
(2) 「作成者の署名押印」	313
(3) 「所属官公署の表示」	313

## 第2章 作成上の留意事項等

1 作成上の留意事項	314
(1) はじめに	314
(2) 内容の範囲	314
(3) 六何（八何）の原則	314
(4) 内容の区別	314
(5) 犯罪事案等	314
2 総合捜査報告（書）	315
(1) はじめに	315
(2) 他のメリット	315
(3) 県により異なる	315
●総合捜査報告（書）	316

## 第1章 取調べ状況報告書

1 取調べ状況報告書の作成趣旨 .....	322
2 作成上に当たっての基本的留意事項 .....	323
(1) はじめに .....	323
(2) その他等 .....	323
3 作成上の留意事項 .....	324
(1) 作成上の範囲 .....	324
(2) 余罪関係報告書の作成 .....	325
(3) 作成の単位 .....	326
4 具体的な作成要領（取調べ状況報告書）.....	327
(1) 「作成年月日」欄 .....	327
(2) 「作成者」欄 .....	327
(3) 「あて名」欄 .....	327
(4) 「逮捕・勾留の有無及び罪名」欄 .....	327
(5) 「取調べ年月日」欄 .....	328
(6) 「取調べ時間」欄 .....	328
(7) 「休憩時間」欄 .....	329
(8) 「被疑者供述調書作成事実」欄 .....	330
(9) 「通訳人の有無及び通訳言語」欄 .....	330
(10) 「その他参考事項」欄 .....	330
(11) 「署名押印」欄 .....	331
(12) 「取調べ担当者氏名」欄 .....	331
●取調べ状況報告書記載例 .....	332

## 第2章 余罪関係報告書

1 具体的作成要領（余罪関係報告書）	333
(1) 「作成年月日」欄	333
(2) 「あて名」欄	333
(3) 「作成者」欄	333
(4) 「被疑者・被告人氏名等」欄	333
(5) 「逮捕・勾留罪名」欄	333
(6) 「取調べ年月日」欄	333
(7) 「被疑者供述調書作成時実」欄	334
(8) 「その他参考事項」欄	334
●余罪関係報告書記載例	335

## 第1章 万引き関係書類総論

1 はじめに .....	338
2 万引き専用被害届、供述調書（乙の2）.....	339
(1) 万引き専用被害届を使用する事件の範囲 .....	339
(2) 供述調書（乙の2）の適用範囲 .....	339
3 各捜査書類共通の留意事項 .....	340
(1) 記載すべき事項がある場合 .....	340
(2) 後に不動文字のない□印について .....	340
(3) 記載すべき事項がない場合 .....	340

## 第2章 万引き関係書類各論

1 万引き専用被害届の記載要領 .....	341
(1) 作成に際しての留意事項 .....	341
(2) あて名の記載 .....	341
(3) 届出人の住所・職業・氏名欄 .....	341
(4) 被害者の住居・職業・氏名・年齢欄 .....	342
〈記載例〉《被害者の住居・職業・氏名・年齢欄》.....	342
(5) 被害の年月日時欄.....	342
(6) 被害の場所欄 .....	342
(7) 被害の模様及び目撃状況等欄 .....	343
〈記載例〉《被害の模様及び目撃状況欄》 .....	343
(8) 未遂・既遂の別欄.....	344
(9) 被害品 .....	344
(10) 被害確認状況及び被害品の措置欄.....	344
(11) 犯人の住居、氏名又は通称、人相、着衣、特徴等.....	345
〈記載例〉《犯人の住居、氏名、又は通称、人相、着衣、特徴等欄》 .....	345

(12) その他参考事項欄	346
〈記載例〉《その他参考事項欄》	346
●被害届（万引き専用）記載例	347
 4 供述調書（乙の2）の記載要領	349
(1) 記載上の留意事項	349
(2) 供述者欄	349
(3) 取調官欄	349
(4) 取調べ及び作成の日、場所欄	350
(5) 身分関係欄	350
(6) 犯人の特徴欄	350
〈記載例〉《犯人の特徴欄》	350
(7) 犯人が万引きした日時・場所欄	350
(8) 目撃した犯行状況欄	350
〈記載例〉《目撲した犯行状況欄》	351
(9) 目撃した場所欄	351
〈記載例〉《目撲した場所欄》	352
(10) 犯人に声を掛けた地点	352
(11) 犯人の言動等欄	352
〈記載例〉《犯人の言動欄等》	352
(12) その他参考事項欄	353
〈記載例〉《その他の参考事項欄》	353
(13) 供述人の署名・押（指）印	353
●供述調書（万引き専用）記載例	354
 5 写真撮影報告書（万引き専用）	356
(1) 撮影順序	356
(2) 現場見取図（警視庁方式）	357
(3) 写真台紙（警視庁方式）	357
(4) その他	357
●写真撮影報告書（万引き専用）記載例	358

## 第3章 乗り物盜専用被害届の作成要領

1 一般的留意事項	361
(1) はじめに	361
(2) 使えない場合	361
(3) 記載の方法	361
(4) 記載の内容	361
(5) 別紙の取扱い	362
(6) 別紙記載添付	362
(7) 訂正等ある場合	362
(8) 空欄がある場合	362
(9) その他について	362
2 具体的留意事項	363
(1) 〈届出入〉欄の記載	363
(2) 〈被害者の住居、職業、氏名、年齢、電話番号〉欄の記載	364
(3) 〈被害の年月日時〉欄の記載	364
(4) 〈被害の場所〉欄の記載	365
(5) 〈被害の模様〉欄の記載	365
〈記載例〉《基本的な様式》	365
《警視庁の様式》	365
(6) 〈被害金品〉欄の記載	366
(7) 〈犯人の住居、氏名又は通称、人相、着衣、特徴等〉欄の記載	367
(8) 〈遺留品その他参考となるべき事項〉欄の記載	367
(9) 〈奥書〉の記載	367
(10) 〈別紙〉の記載	368

3 「乗り物盜専用被害届」の基本的な様式、警視庁様式の不動 文字標記の違い	369
(1) 〈基本的な様式〉	370
(2) 〈警視庁の様式〉	371

## 第4章 乗り物盜専用被害届の具体的記載要領

1 「自転車盜の記載例」	372
(1) 解 説	372
(2) 具体的記載例	373
2 「オートバイ盜の記載例」	374
(1) 解 説	374
(2) 具体的記載例	375
3 「自動車盜の記載例」	376
(1) 解 説	376
(2) 具体的記載例	377
4 「その他の記載例」	379
(1) 解 説	379
(2) 具体的記載例	380

# 第1編

# 検査書類作成

## 総論

第1章 検査書類概観

第2章 検査書類作成上の一般的要件  
や留意事項

## 第1章 | 捜査書類概観

### 1 捜査書類の意義について

犯罪捜査は、一般的に犯人を捜し、証拠を収集・保全して、公訴の提起及びその実行に資することを目的として、行われる行為である。

この犯罪捜査の過程で行われる捜査機関の体験・認識等を、将来公判において証拠として用いるためには、それらを書面に正確に記載して、犯行状況とか犯行現場を、いつでも再現することができるようにしておかなければならぬ。

このように犯罪捜査の過程でその捜査の経過・結果を記載し、その事件の証拠に供せられ、又はその捜査が適正に行われたことを証する目的をもって作成された書類が、捜査書類である。

捜査書類の大部分は捜査機関により作成されるが、私が作成するものであっても、告訴状、告発状等は捜査書類ということができる。

捜査書類にはその目的に応じ種々の内容のものがあるが、そのうち裁判において証拠として用いられる可能性のあるもので公訴遂行と特に密接な関係を持つものは、刑事訴訟法第193条第1項に基づき、その様式が検事総長から示されており、捜査過程を明らかにすることに重点がある書式（被害届等）は犯罪捜査規範で示されている。

◆第三者にも分かるようにしなければならない。

# 第2編

# 逮捕手続書

第1章 現行犯人逮捕手續書

第2章 緊急逮捕手續書

第3章 通常逮捕手續書

## 第1章 | 現行犯人逮捕手続書

### 1 現行犯人逮捕手続書(甲)(様式第17号)

#### (1) 「被疑者の住居、職業、氏名、年齢」欄

被疑者の住居、職業、氏名、年齢は、被逮捕者の人定事項であるので、判明している事項を正確に記載する。

ときには、被疑者が偽名を用いたり、でたらめな住居を申し立てたため、氏名や住居の記載が事実と異なった記載となることがあるが、この場合は、後で本書を作成し直すようなことをせず、その経過を捜査報告書や供述調書によって明らかにする。

←この欄の作成に当たっては、前記第1編第2章「3. 具体的留意事項」の欄も参照されたい。

#### ア 「住居」

「住居」とは、住所と居所とを含む概念で、住所とは、人の生活の本拠をいい、居所とは、人の生活の本拠ではないが、多少の期間継続して居住する場所をいう。

被疑者に定まった「住居」があるか否かは、逮捕、勾留などの要件があるか否かに関連してくるので、この点について、必ず確認する必要がある。

自宅、寮等、現実に居住している場合は問題ないが、例えば簡易宿泊所に止宿しているとか、友人、知人宅等を転々としているような場合等は問題となる。

一定の住居を有しているか、又は住居不定かの判断は、継続居住意思の有無、居住場所の態様、居住期間、住民登録の有無等居住自体の安定性、被疑者の地位、職業、年齢、家族関係、財産関係等を総合的に判断して決定する。

←したがって、生活の本拠とはいえないが、一定期間継続して滞在している場所があるときは、その場所が「住居」である。

←したがって、簡易宿泊所等でも、生活の本拠地としての安定性があれば「住居」といえるが、

# 第3編

# 実況見分調書・ 検証調書

第1章 実況見分調書

第2章 検証調書

## 第1章 | 実況見分調書

### 1 実況見分調書（様式第46号）

#### (1) 意義

実況見分とは、捜査機関が捜査上の必要に基づき、犯罪現場、その他犯罪と関係ある場所、身体又は物の存在及び状態を、見たり、聴いたり、においをかいだり、味わったり、触ったりする、すなわち視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚の五官（五つの感覚器官）の作用で実験、認識した事実を明らかにする捜査手続であるが、この実況見分の結果を記載するために作成する書面が実況見分調書である。

◀「五感」ではないことに注意されたい。

実況見分と検証との間には、その内容あるいは効果において差異はないが、実況見分は、刑事訴訟法第197条第1項による任意手続であり、検証は、同法第218条第1項（令状による検証）又は同法第220条（逮捕現場における令状によらない検証）による強制手続である。

#### (2) 証拠能力

検証調書は刑事訴訟法第321条第3項によって明文で証拠能力が認められているが、実況見分調書については刑事訴訟法上には明文の規定はない。

そのため、学説上は数説あるが、判例は、刑事訴訟法第321条第3項の書面には、捜査機関が任意処分として行う検証の結果を記載した、いわゆる実況見分調書も包含する、としている。

◀最判昭35.9.8刑集14・11・1437。

# 第4編

## 搜索差押關係・ 領置・還付等

- |     |            |
|-----|------------|
| 第1章 | 搜索差押調書     |
| 第2章 | 押収品目録      |
| 第3章 | 搜索調書       |
| 第4章 | 差押調書       |
| 第5章 | 任意提出書      |
| 第6章 | 領置調書       |
| 第7章 | 押収品目録交付書   |
| 第8章 | 所有權放棄書     |
| 第9章 | 還付請書・仮還付請書 |

## 第1章 | 検索差押調書

### 1 検索差押調書（甲）（様式第31号）

#### （1）はじめに

ア この様式は、司法警察職員が裁判官の発した検索差押許可状に基づいて、検索と差押えの2つの処分を同一の機会に行った場合に用いるものである。

イ 検索差押えに関する裁判官の発する許可状は、「検索許可状」、「差押許可状」、「検索差押許可状」の3つがあるが、人を検索する場合と、証拠物、没収すべき物を検索する場合とがあり、いずれの場合でもその人を逮捕したり、その物を差し押さえたりするように、検索は他の目的を達するための手段として行われる行為であるから、検索だけ独立して行われても意味はなく、また差押えをするために通常検索を必要とするから、検索と差押えを結合した検索差押許可状の発付を得て、検索と差押えを同時に行うのが普通である。

ウ また、検索差押許可状の発付を受け検索を実施したが目的物を発見できなかった場合には、当該許可状に対応した書類を作成するという趣旨から、検索調書（甲）（様式第25号）ではなく本様式を作成すべきであり、この場合、「差押えをした物」の欄を斜線で削除するとともに、「検索差押えの経過」欄に目的物を発見できなかった旨を記載し、その経過を明らかにしておけばよい。

◀そのため、この書類が一番使用されることとなる。

# 第5編

# 弁解録取書・ 供述調書

第1章 弁解録取書

第2章 供述調書

## 第1章 | 弁解録取書

### 1 弁解録取書（様式第19号）

#### (1) はじめに

ア この様式は、司法警察員が自ら被疑者を逮捕したとき、又は逮捕された被疑者を受け取ったとき、留置の必要があるかどうかの判断に資するため、被疑者の言い分を録取するために用いるものである。

この機会に、

「犯罪事実の要旨」と「弁護人を選任することができる旨」

を告げることとなる。

刑事訴訟法の平成28年改正により、平成30年6月1日から、「対象事件を限定しないこととなつた」ことに注意されたい（つまり、勾留状が発せられている被疑者すべてが対象となつた。）。

分かりやすく言えば、結果的には、従来あった別紙（甲）が無くなり、別紙（乙）の形に統一された、とでも言うことができるであろう。

無論、別紙（乙）の形そのままでなく、若干の修正が加えられていることは、当然であることに注意されたい。

◆平成30年6月より、運用や書式等が変更された事に注意していただきたい。

◆刑事訴訟法第37条の2、第37条の4を、チェックされたい。

◆被疑者国選弁護制度対象事件の拡大。

◆これにともなって、犯罪捜査規範も改正されたので、注意されたい（犯罪捜査規範 第130条第2項）。

# **第6編**

# **簡易書式例**

第1章 簡易書式例対象事件

第2章 各書類の作成上の留意事項及  
び作成要領

## 第1章 | 簡易書式例対象事件

### 1 簡易書式例対象事件について

簡易書式例の対象事件は、「犯行単純であり、かつ、証拠の明らかなもの」でなければならない。

すなわち、犯行が単純であっても、証拠が明らかでなければ簡易書式例の対象事件から除外され、「犯行が単純」、「証拠が明らか」の2つの要件を具備したものでなければならないのである。

なお、後述する簡易書式例対象外事件の項に掲げる、7つの各々の事件は、犯行単純かつ証拠が明らかとはいえないものが多いいため、対象事件から除外されたのである。

◆県により、対象外事件の数は異なるので注意されたい（警視庁は7つある）。

また、簡易書式例を適用するか否かの判断に当たっての基準は、簡易書式例による場合であっても、公訴維持に耐え得ることが前提となっているので、それに必要な資料が充足されるかどうかが基準となる。

例えば、犯行が単純であり、かつ、証拠が明らかなものであれば、前科・前歴者の犯行でも、被害が多額であっても簡易書式例によることができる。

しかし、余罪が多数ある場合は、たとえ個々の犯行が単純で証拠が明らかであっても、そのすべてを簡易書式例で処理することは困難であるから、基本書式例によるべきである。

# 第7編

# 被　害　届

第1章　被害届受理・作成上留意事項

第2章　被害届作成要領

## 第1章 | 被害届受理・作成上留意事項

### 1 被害届（別記様式第6号）

被害届は、前記したように、犯罪捜査規範に基づく様式である。

◀ 2頁参照。

本来、被害者等が自ら作成して提出する書類であるが、被害者等から依頼があれば警察官が代書することもできる。

大部分は警察官の代書によって作成されているが、警察官が代書した場合も、被害者等が自書したものと同じく、その者の供述書と解されている。

# **第8編**

# **検査報告書**

第1章 検査報告書の意義や証拠能力

第2章 作成上の留意事項等

## 第1章 | 捜査報告書の意義や証拠能力

### 1 意義

#### (1) はじめに

捜査報告書は、捜査の端緒、その入手状況、又は捜査の経過及びその結果等を上司に報告するため等に作成する書類である。

府県により、  
捜査復命書と  
するところも  
ある。

#### (2) その内容等

捜査報告書の内容は多種多様であり、例えば、「遅延事由報告書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第56号）」、「取調べ状況報告書（犯罪捜査規範別記様式第16号）」、「余罪関係報告書（犯罪捜査規範別記様式第17号）」等を除き、定められた様式もなく、作成の根拠もない。

ただ、組織捜査の運営上欠くことのできない書類であり、上司はこの報告を基礎にして判断し、次の捜査指揮を行う重要な資料となるものである。

#### (3) その他等

また、作成の目的等によって捜査復命書、犯罪現認報告書、遺留品発見報告書等があるが、前述した通り、いずれも本質的には捜査報告書と同じ性格のものである。

# 第9編

# 取調べ状況 報告書等

第1章 取調べ状況報告書

第2章 余罪関係報告書

## 第1章 | 取調べ状況報告書

### 1 取調べ状況報告書の作成趣旨

取調べ状況報告書及び余罪関係報告書（以下「取調べ状況報告書等」という。）は、取調べの適正を、より一層確保するとともに、公判段階において捜査段階における被疑者又は被告人（以下「被疑者等」という。）の供述の任意性・信用性が争点となった場合に、捜査段階の取調べの過程・状況に関する客観的・外形的な証拠資料を提供することにより、公判審理の充実・迅速化に資するために作成するものである。

◀公正な捜査・  
取調べを担保  
するものであ  
る。

# 第10編 万引き事件等 捜査書類作成 要領

- 第1章 万引き関係書類総論
- 第2章 万引き関係書類各論
- 第3章 乗り物盗専用被害届作成要領
- 第4章 乗り物盗専用被害届具体的記載要領

## 第1章 | 万引き関係書類総論

### 1 はじめに

平成 22 年 10 月 1 日、検事総長の一般的指示により、司法警察職員捜査書類簡易書式例が一部改正された。

これにより、万引き専用の供述調書（乙の 2）が規定されるとともに、被害届についても、警察庁刑事局長通達により、万引き専用被害届の様式が定められたので、関連する捜査書類の作成要領等について解説する。

◀万引き様式は  
もはや定番と  
なっている。

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。  
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、た  
とえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反とな  
ります。

〔部内用〕

第一線 捜査書類作成実務必携

～書式記載要領から具体的記載例まで～

---

平成 30 年 5 月 30 日 第 1 刷発行

令和 3 年 2 月 15 日 第 4 刷発行

編 者 地域・刑事実務研究会

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町 3-28-2

電話 03-3291-1561 (代表)

FAX 03-3233-2871

<http://tachibananashobo.co.jp>